

# 青少年文化活動振興事業費補助金

市は、青少年の文化活動の普及とその発展を図り、併せて地域住民の競技力向上を図るため、活動実施団体に対し、予算の範囲内において青少年文化活動振興事業費補助金を交付し、経費の一部を補助します。

## 1. 交付対象

青少年文化活動を行う団体等のうち、県外において開催される東北大会以上の大会に参加するとき交付するものとする。ただし、下記の要件を満たす場合とする。

- (1) 県大会等に参加して東北大会以上の大会等への出場権を得た場合又は推薦された場合。
- (2) 市内に拠点をもつ団体または、市内に在住している個人として参加する場合。
- (3) 同一規模の大会については、年度内1回の申請を原則とする。

## 2. 対象経費

旅費、宿泊費、その他大会参加に要する経費

## 3. 補助額

裏面のとおり

## 4. 補助金交付までの流れ

- (1) 大会出場決定後、速やかに申請書を提出
- (2) 書類審査・補助金額の決定  
※申請内容により補助対象と認められない場合は、補助金申請をお受けできない場合があります。
- (3) 交付決定通知
- (4) 補助金交付（前金払）
- (5) 大会実施後に実績報告書を提出
- (6) 書類審査・補助金額の確定
- (7) 補助金額確定通知  
※実績報告がない場合や決算が補助金額に満たない場合は、補助金の返還を求める場合があります。

## 5. 提出書類

生涯学習課生涯学習担当に下記の関係書類をご提出ください。

- (1) 申請に必要な書類  
交付申請書、事業計画書、収支予算書、大会実施要項、選手名簿、賞状などのコピー（出場することがわかるもの）、口座振込依頼書
- (2) 実績報告に必要な書類  
実績報告、事業成績書（大会の出場、結果がわかるもの）、収支決算書

### <問い合わせ先>

富谷市教育委員会 教育部生涯学習課  
〒981-3305 宮城県富谷市一ノ関籾山6-8（総合運動公園内）  
TEL022-358-5400/FAX022-358-9159  
E-mail syogaigakusyu@tomiya-city.miyagi.jp

様式ダウンロードや  
詳細は下記HPへ

QR

<各種大会別の補助金額>

大会種別		補助対象者	補助金額
東北大会	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 10,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等 ※50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等よりの経費補助に応じて 補助対象者1名につき 10,000円以内
全国大会 ※会場地が東北の場合は、東北大会の区分に準ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 20,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等 ※50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 20,000円以内
世界大会 (国内) ※会場地が東北の場合は、東北大会の区分に準ずる。	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 20,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等※50名までは右記の金額とし、50名を超えた場合、1名毎に右記金額の1/2を補助し全体で150名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 20,000円以内
世界大会 (国外)	個人	出場者 ※出場者が小・中学生の場合は保護者1名に限り認める。 ※責任者・指導者等は、引率の実情に応じて認める。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 50,000円以内
	団体	出場登録者 責任者・指導者等 ※50名を超える場合は、50名を限度とする。	主催団体又は出場母体団体等の経費補助に応じて 補助対象者1名につき 50,000円以内